（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第三百三十五条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十七条及び第百三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本アルコール産業株式会社法の一部改正）

第三百三十六条　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正）

第三百三十七条　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百三十八条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の六第一項第二号ロ(3)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条第一項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項、第七十三条の二、第七十四条並びに附則第九十一条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百三十九条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条及び第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三百四十条　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第六十五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四章　国土交通省関係

（砂防法の一部改正）

第三百四十一条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「二百円以内」を「二万円以下」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（船舶法等の一部改正）

第三百四十二条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十二条第一項、第二十二条ノ二、第二十三条及び第二十四条第一項

二　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十九条及び第三十九条ノ二

三　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十八条第一項、第十九条、第十九条ノ二、第二十五条の六十三、第二十五条の七十一第一項及び第二十五条の七十二第一項

四　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五十一条及び第五十二条

五　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第四十一条

六　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三十条及び第三十一条

七　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第五十二条及び第五十三条

八　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第五十一条

九　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十八条

十　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第三十五条

十一　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条から第三十条の三まで

十二　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三十五条及び第三十六条

十三　海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号）第三条

十四　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三十三条及び第三十四条

十五　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四十四条及び第四十五条

十六　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第六十四条

十七　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第八十六条の二から第八十七条まで

十八　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十七条及び第五十八条

十九　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十七条、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十条

二十　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第三十七条

二十一　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条から第五十八条まで

二十二　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第五十四条及び第五十五条

二十三　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第六十六条及び第六十七条

二十四　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第十九条

二十五　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第五十一条

二十六　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第七十六条及び第七十七条

二十七　船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条

二十八　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）第八条

二十九　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第九条第一項

三十　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十七条第一項及び第十八条第一項

三十一　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第七条

三十二　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第五十条

三十三　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十七条

三十四　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）第十六条及び第十七条